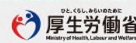


11月、12月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です。



千葉労働局では令和5年11月から12月までを『労働保険未手続事業一掃強化期間』と定め、労働保険未加入事業場の解消を促す取組を集中的に実施します。

具体的には、労働保険未加入事業場に対する重点的な行政指導の他、

①千葉県下の乗合バス車内へのポスター掲示

②千葉テレビ・bayfmによるスポットCM放送

③県・市町村・県社労士会・労働保険事務組合・その他各団体に対し広報誌への掲載依頼

④コンビニエンスストア（ファミリーマート）における店内放送及びレジ液晶POPによるCM

⑤労働局庁舎への懸垂幕掲示など、積極的な広報活動を行います。

働きがいの

そばには労働保険。

労働保険

労災保険 + 雇用保険

✓ 雇ったら、入る。労働者を守る。

正社員、パート、アルバイトなど雇用形態にかかわらず、労働者を一人でも雇っていたら、労働保険の成立手続きを行う義務があります。

電子申請なら24時間、365日いつでも手続き可能! 口座振替納付も便利

詳しくは、都道府県労働局、労働基準監督署又はハローワークへご相談ください。

厚生労働省ホームページ ▶

<https://www.mhlw.go.jp>

労働保険 特設サイト

または二次元コードから ▶



「労働保険」とは労災保険と雇用保険の総称であり、政府の保険制度です。正社員、派遣、アルバイト、パートなどの呼称にかかわらず、労働者を1人でも雇用する事業場に参加が義務付けられています。